

越前市まちなか住宅団地整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなか住宅団地整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) まちなか 越前市中心市街地活性化基本計画に定められた区域をいう。

(2) 住宅団地 住宅地（これに付随する道路、公園その他の公共施設の用地を含む。）として整備された一団の土地であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 越前市宅地開発基準（平成22年越前市告示第145号の3。以下「宅地開発基準」という。）の規定に適合するものであること。

イ 整備計画戸数が2戸以上あること。

ウ まちなかに在ること。

(3) 整備計画戸数 住宅団地の整備が完了した場合において建設が予定される住宅（当該住宅団地の整備を行う者又はその家族（第5条第2号において「住宅団地の整備を行う者等」という。）が居住するためのものを除く。）の戸数をいう。

(4) 用地調査等業務委託費 住宅団地の整備に必要な土地等の調査業務、測量業務及び登記申請手続に要する費用をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）で使用する用語の例による。

(補助金の交付対象者)

第3条 市は、持続可能な定住都市の形成を図るため、住宅団地の整備を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、当該者が市税を滞納している場合にあっては、補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業は、住宅団地を整備する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団地の整備面積が 5 0 0 平方メートル以上の宅地開発であること。
- (2) 周辺のまちなみと調和した良好な団地景観が形成されるものであること。
- (3) 都市計画法、建築基準法その他市長が別に定める法令及び本市の条例、規則等の規定に違反しないものであって、かつ、これらの規定に基づき、必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従ったものであること。
- (4) 持続可能な定住都市の形成が図られるものであること。
- (5) 当該補助金のほかに当該事業に関して他の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 越前市内に営業所を有する者を工事施工者及び設計者とするものであること。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該事業の整備計画戸数に 1 0 0 万円を乗じた額（この額が 5 0 0 万円を超える場合は、5 0 0 万円）を上限とし、補助金の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助事業者が負担する住宅団地内における道路、公園、緑地、広場及びごみステーション（これらのうち宅地開発基準に適合するものに限る。）の整備費（用地費を除く。）、上水道の給水管及びガス供給管の引込工事費並びに下水道の公共ます及び取付管の設置費の 3 分の 2 以内の額
- (2) 補助事業者が負担する住宅団地を整備する区域内における既存建物及び工作物の解体撤去費（補償費及び住宅団地の整備を行う者等の日常生活の用に供する建物又は工作物の新築、建替え又は設置のために要する既存建物等の解体撤去費を除く。）並びに上下水道及びガス供給管の分岐撤去費の 2 分の 1 以内の額
- (3) 補助事業者が負担する住宅団地の整備に係る用地調査等業務委託費のうち、市長が適当と認めるものの 2 分の 1 以内の額

(補助金の交付要件)

第6条 補助金の交付は、次に掲げる要件を満たした場合に行うものとする。

(1) 住宅団地を分譲する場合 宅地の分筆登記を完了していること。

(2) 住宅団地を分譲しない場合 住宅建設に着工していること。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、越前市まちなか住宅団地整備費補助金事前協議書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長と協議しなければならない。

(1) 事業計画が確認できる図面

(2) 整備をしようとする住宅団地の位置図

(3) 整備をしようとする住宅団地の現況が分かる写真

(4) 補助対象工事の内訳が記載された施工見積書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事前協議書の提出があったときは、第3条から第5条までに規定する要件に照らして審査し、助言を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による協議が整ったものについて、速やかに、申込者に対し、越前市まちなか住宅団地整備費補助金事前協議完了通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条第3項の規定による事前協議完了通知書の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度に限り、補助金の交付を申請することができる。

(交付決定前の事業着工)

第9条 補助金の交付を申請した者は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業を着手する必要があるときは、あらかじめ交付決定前事業着手申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは交付決定前事業着手承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(事業実績報告)

第10条 補助事業者は、交付規則第13条第1号の実績報告書を提出する場合においては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第6条第1号又は第2号に定める要件を満たしていることを証明する書類

(2) 工事請負契約書の写し

(3) 支出証拠書類

(4) 着工前、工程及び工事完成の状況を示す写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第11条 交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。